

第5回 住まい支援の連携強化のための連絡協議会 議事概要

<日 時> 令和7年6月6日（金）10：00～12：00

<場 所> 中央合同庁舎5号館 専用第16会議室 オンライン（ハイブリッド形式）

<出席者> （別紙のとおり）

<資 料> （別紙のとおり）

○挨拶（厚生労働省大臣官房審議官）

<議事>

（1）各省庁各局からの報告（資料3～9）

○厚生労働省社会・援護局

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

○厚生労働省老健局

○国土交通省住宅局

○法務省矯正局

○法務省保護局

○こども家庭庁支援局

※資料説明は省略

（2）各関係団体からの報告（資料10～12）

○一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク

○特定非営利法人ホームレス支援全国ネットワーク

○一般社団法人全国居住支援法人協議会

※資料説明は省略

（3）質疑応答・意見交換

※敬称略

○公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（常務理事 稲本）

- ・公営住宅は公的資金によって整備される一方、民間賃貸住宅は家主個人の借入や資産により供給されている点について、御留意いただきたい。
- ・福岡市の居住支援におけるサポート体制は一定の成果を上げているとのことだが、居住支援法人等の実情としては、関係企業の寄附によって成り立っているということをご理解いただきたい。
- ・終身賃貸借契約について、大家のメリットとされているが、これは大家のボランティアによって成り立っている側面が大きく、この表現はいかがなものか。

- ・住居に関するワンストップの相談先として、居住支援法人と連携した不動産会社で民間賃貸住宅を確保とされているが、まずは公営住宅等の公的資源を優先的に活用すべきであり、民間賃貸住宅への即時的な依存には違和感がある。
- ・更生施設への入居を希望するも受け入れられないケースで、数年前に更生施設から民間賃貸住宅への入居について相談を受けたが、民間賃貸住宅に空きがあるからといって、入居できるということではない。また、再犯率の高さが課題とされており、出所後の住居確保のみならず、再犯防止を重視した支援策の強化が求められる。
- ・公的機関は公的機関で完結し、対応できない部分は民間のストックを活用することは、良い在り方だと考える。今後も民間賃貸住宅の家主の理解と協力が得られるような納得感のある制度設計にしていきたい。

※資料説明は省略

○日本相談支援専門協会（副代表理事 金丸）

- ・暮らしを支えるうえで最も大切なものが在宅支援サービスであるが、現在、ヘルパーの不足により、対応が困難になっている。ヘルパーを利用できることを前提として進んでいると理解しているが、この点についてどのように認識しているか。

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部（部長 野村）

- ・ホームヘルパーの確保は必須の課題と考えている。現在、有効求人倍率がかなり高くなっていて、求人を出してもなかなか応募がない状況と承知。こういった状況を改善するため、処遇改善や職の魅力発信、キャリアアップ支援といった取組で、ホームヘルプサービスを確保していく必要があると考えている。

○全国母子寡婦福祉団体協議会（副理事長 栗橋）

- ・母子寡婦福祉法では公営住宅への優先入居をうたっているが、なかなか入居できないのが現状。国交省の説明の中に、公営住宅のストック活用という内容があったが、公営住宅に余力があるということか。
- ・ひとり親家庭の母親は8割が働いており、うち4割が非正規雇用であり年金も少ない。子の自立で親が独り暮らしになった際、住宅費の問題は非常に大きい。

○国土交通省安心居住推進課（課長 津曲）

- ・公営住宅については、老朽化に伴う建替えの際に入居者が退去するため、一時的に空室が生じる期間があるが、この期間に目的外使用等が可能であり、特に住宅セーフティネット制度の一環として、各自治体において公営住宅ストックの活用について検討いただきたいと考えている。

○全国母子寡婦福祉団体協議会（副理事長 栗橋）

- ・公営住宅への入居にあたっての選考は地方自治体等になるが、母子寡婦福祉法の優先入居への理解について、こども家庭庁からも周知をお願いしたい。

○全国老人福祉施設協議会（副会長 瀬戸）

- ・特に養護老人ホームで、高齢の刑務所出所者向けの自立準備ホームに取り組んでいるが、出所者が措置入所する際の措置権者について、刑務所の所在地か施設の所在地か、それとも元の出身地の自治体なのか。厚生労働省は、関係自治体間で協議の上、適切に対応いただきたいとしているが、指針が示されていないため、自治体間の調整に苦慮している。も

めて、措置されず、入所できなかった事例もあるので、指針等を示していただきたい。

○全国更生保護法人連盟（事務局長 稲葉）

- ・更生保護施設では、更生に向けた集団生活を実施する中で様々なルールを設けているところ、このルールを守れない方については他の住居を探す場合がある。
- ・更生のプロセスにおいて、更生保護施設が適している者や、保護司の指導を受けながら、民間アパートで生活する方がよい者もあり、各々に適した住居があるということについて理解いただきたい。
- ・更生保護施設においても、福祉の措置を受ける際に居住地特例というものがあり、対応に苦慮することもある。対応しやすい形に改めていただきたい。

○法務省保護局地域連携・社会復帰支援室（室長 林）

- ・更生保護施設については、保護観察所から保護委託しているが、ルールが守れない等、民間の更生保護施設で指導・支援が困難な者については、国が責任を持って他の居住先を探している。また、民間のアパートに居住する際も、保護司や保護観察官、更生保護施設による見守りを実施し、再犯防止のため国の機関が継続的に関わっている。

○全国地域生活定着支援センター協議会（政策・実務部会部会長 小畑）

- ・地域生活定着支援センターでは、満期出所者の住まい確保を行っている。地域でひとり暮らしを希望する方も多く、民間の賃貸住宅へつなぐケースもあるが、広域での調整や職員の人手不足のため、受け入れ先の住居の確保が困難になっている。
- ・既存の社会資源や制度を活用し、地域でいかに支援体制を構築するかが重要であるが、各センターの状況としては、十分に活用できていない。地域定着センターとしても取組を知っていただくため啓発等を行っている。各協議会にも参画できるようお声がけいただきたい。

○日本賃貸住宅管理協会（副会長 荻野）

- ・居住サポート住宅を推進する際、家賃債務保証業者の役割は非常に重要になると思っている。家賃債務保証業者の重要度が増す中で、家賃債務保証料の低廉化制度についてほとんど知られていないので、この制度をぜひ知っていただきたい。また、自治体によって制度化しているところと、そうでないところがあるため、全国一律で制度化していただければ、家賃債務保証業者の負担も軽減され、促進にもつながる。

以上